

<基本理念> ずっとここで暮らしたい 支え合う地域共生社会の実現 ~地域包括ケアシステムの更なる充実~

基本目標Ⅰ	広げかるにあめたにたかなつながりを	<10月24日懇話会における意見要望>	
		<10月2日策定委員会における意見>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・8050問題など複合的な課題を抱えた世帯に対する支援体制整備、重層的支援体制整備事業の明確化 ・旧市内と庁舎地域で包括ケアシステムや総合的な相談体制の取組に違いがあるが、その理由は ・地域包括ケアの深化、推進「生活支援・介護予防」は地域(組織)力をどのように引き出すかイメージして組立てる ・地域ネットワーク充実のためには、町内会や住民自治組織が重要になってくるが、人材育成が重要 ・市としても少し踏み込んだ形での地域包括ケア推進室の活動を期待する ・本人の尊厳、最後の過ごし方、在宅医療と在宅介護をどう進めるか、ターミナル期の支援・サービスがない ・在宅医療は看取りまでの覚悟を持ち継続できるよう普及啓発が必要 ・在宅医療構築のため在宅患者を専門に診る開業医がいると安心 ・地域ケアネットワーク会議の活用、課題を解決する方法を示していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの資質向上 ・介護認定までの期間、入所までの期間短縮
基本目標Ⅱ	暮いらしいのきとめに動的な	<p><10月24日懇話会における意見要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団塊の世代は介護を必要とせず自分の力で生きていく時間延伸する活動が必要 ・自分のことは自分ですることが健康寿命の延伸、80歳以上も生きがいを持つ生活を ・百歳体操やお茶のみサロン、老人クラブ等に60代70代の若手をどのようにして入れていくか ・趣味や生きがいを持った生活は介護予防につながる 	<p><10月2日策定委員会における意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル(オンライン)の活用、パソコン、スマート講座など高齢者がICTを活用できるようにするための支援 ・官民協働の視点 ・生活習慣病早期発見・重症化防止、KDB活用、エビデンスに基づいた取組み及び支援 ・切れ目ない保健事業と介護予防事業の取組み ・住民主体通いの場の拡大、見守りや支え合いにつながる活動 ・高齢者の価値観の多様化に応じた健康づくり ・身近なところで介護予防に取組める環境づくり ・食文化や伝承文化、スポーツ、運動等、地域や分野、団体等の特性を活かした生涯学習、社会教育の振興、学習できる環境づくり ・移動手段の確保 ・高齢者の就労支援、生活安定のための支援 ・入院後の虚弱、退院支援
基本目標Ⅲ	安住心みし慣て暮らす地し域続けるために	<p><10月24日懇話会における意見要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者の把握や支援において、民生委員と包括との連携 ・ひとり暮らし高齢者等の介護保険認定申請等制度を知らない方への包括等と連携した周知啓発 ・安心カードの設置、更新には町内会長、民生児童委員、福祉協力員の三者会議の充実が必要 ・外出の支援にフローチャートで具体的なイメージを ・在宅介護を経験してみて、居住空間の整備、医療器具使用による電気料金やケア用品の購入などの出費が多く、援助が必要 	<p><10月2日策定委員会における意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自助互助共助と連携、協働 ・民間事業所、NPO、ボランティア等、総ぐるみの支え合い体制の強化 ・デジタルの活用 ・地域見守り支え合い、自発性主体性、支え合う仕組みづくり ・地域の関係性の希薄化と回復への支援 ・孤立防止 ・地域の担い手の確保 ・民生委員の活動と負担感 ・高齢者の能力や経験を活かす、若い世代への継承 ・安心見守りカード等既存のツールや資源の活用 ・移動移送支援、支援者の確保困難、運転手の高齢化と確保困難 ・要支援者、要配慮者への住宅確保のための支援 ・防災アドバイザー等の活用や防災のための指導・支援 ・避難確保計画、地域防災計画
基本目標Ⅳ	暮認ら知せ症るでも自分に分らしく	<p><10月24日懇話会における意見要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症カバー等は地域住民が主体となって取り組むことが必要 ・若年性認知症支援、就労相談等関係機関へのつなぎ方、連携した支援 ・親の年金で生活する厳しい生活からの金銭的虐待に対する成年後見、措置入所等対応の検討 ・権利擁護事業と成年後見の狭間にいる市民への対応 ・社協福祉サービスと成年後見の狭間にいる方への権利擁護プラスアルファの取組 ・権利擁護の皆は成年後見人 ・市民後見人の養成についての観点 	<p><10月2日策定委員会における意見></p> <ul style="list-style-type: none"> —
基本目標Ⅴ	適切護に保サ陰りを知り、利用するに	<p><10月24日懇話会における意見要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談先やサービス内容の周知、介護保険サービス相談連絡先を各家庭に表示させる ・既存施設事業所のあり方、地域関係者と共有したサービス基盤の整備のあり方を議論することが重要 ・通所サービスの減少に対する捉え方、どう整理するか ・訪問入浴サービスが少ない ・介護医療院等がない状況について(ターミナルの方の受け入れ先がない) ・移動に対するサービス ・包括ケア推進へ新評価する「小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」への対応 ・包括ケア推進へ新評価する「小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」への対応 ・庁舎エリアにおいてサービス事業所が少ないと対応、地域の実情に応じたサービス機関の整備 ・グループホームへの家賃補助は効果的 ・介護予防・日常生活支援総合事業の推進を施策項目に設ける ・総合事業の展開が中期の柱として出てくることを期待 ・介護度がどのようにして決まるのか不明。迅速な介護認定、認定調査のあり方、その人や家族に合うサービスの提供 ・介護認定の適正化とは ・若手職員の定着、育成、確保は施設だけの問題ではなく市全体で考える ・未経験者を育てるリーダー人材不足 ・高齢者の就業支援を活用した業務の効率化 ・元気な高齢者、Uターン・Iターンによる人材確保のPR、雇用者への補助金 ・移住や介護の仕事を選択する方へのインセンティブ必要・資格取得者に報奨金や市長からの表彰 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料算定、基金の適切な活用